

自己点検事項

◇ 医師事務作業補助体制加算1(A207-2)

【共通事項】

(届出区分)

15対1 20対1 25対1 30対1 40対1 50対1 75対1 100対1

(1) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている。 (適 ・ 否)

※ 「医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」については、
別シート「31◇医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」を必ず提出すること。

(2) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画に基づき、届出区分に係る病床数ごとに
1名以上専従の医師事務作業補助者を配置している。 (適 ・ 否)

- ※ 医師事務作業補助者は雇用形態を問わないが、当該保険医療機関の常勤職員と同じ勤務
時間数以上の勤務を行う職員であること。
- ※ 正職員として勤務する者について、育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法
第24条の規定による措置が講じられ、当該労働者の所定労働時間が短縮された場合にあっては、
所定労働時間が週30時間以上であること。
- ※ 派遣職員を含むが、指揮命令権が当該保険医療機関にない請負方式などを除く。
- ※ 当該職員は、医師事務作業補助に専従する職員の常勤換算であっても差し支えない。
- ※ 当該医療機関において医療従事者として勤務している看護職員を医師事務作業補助者と口
して配置することはできない。

(3) 当該保険医療機関で策定した勤務医負担軽減策を踏まえ、医師事務作業補助者を適切に配置し、
医師事務作業補助者の業務を管理・改善するための責任者を置いている。 (適 ・ 否)

※ 責任者は医師事務作業補助者以外の職員で常勤の者であること。

点検に必要な書類等・様式18の2を参照

医療機関コード
保険医療機関名

(4) 医師事務作業補助者の延べ勤務時間数の8割以上の時間において、医師事務作業補助の業務が病棟又は外来において行われている。 (適 ・ 否)

※ 病棟とは、入院医療を行っている区域をいい、スタッフルームや会議室等を含む。

ただし、医師が診療や事務作業等を目的として立ち入ることがない診断書作成のための部屋及び医事課等の事務室や医局に勤務している場合は、当該時間に組み込むことはできない。

※ 外来とは、外来医療を行っている区域をいい、スタッフルームや会議室等を含む。

ただし、医師が診療や事務作業等を目的として立ち入ることがない診断書作成のための部屋及び医事課等の事務室や医局に勤務している場合は、当該時間に組み込むことはできない。

※ 医師の指示に基づく診断書作成補助、診療録の代行入力及び医療の質の向上に資する事務作業(診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、医師等の教育や研修・カンファレンスのための準備作業等)に限っては、実施場所を問わず病棟又は外来における業務時間に含めることができる。

(5) 医師事務作業補助業務の内容・場所・時間等が適切に記録されている。 (適 ・ 否)

(6) 責任者は、医師事務作業補助者を新たに配置してから6か月間は研修期間とし、業務内容について必要な研修を行っている。 (適 ・ 否)

※ 当該研修期間内に次の項目を含む32時間以上の研修を実施している。

ア 医師法、医療法、医薬品医療機器等法、健康保険法等の関連法規の概要

イ 個人情報の保護に関する事項

ウ 当該医療機関で提供される一般的な医療内容及び各配置部門における医療内容や用語等

エ 診療録等の記載・管理及び代筆、代行入力

オ 電子カルテシステム(オーダーリングシステムを含む。)

(7) 医療機関内に次の診療体制がとられ、規程を整備している。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・医師事務作業補助業務の内容、場所、勤務時間等が分かる書類

点検に必要な書類等

・新任の医師事務作業補助者に対する研修の実施状況が確認できる書類

点検に必要な書類等

・医師事務作業補助者の業務範囲についての規程

医療機関コード

保険医療機関名

- ア 医師事務作業補助者の業務範囲について、規程を定めており、個別の業務内容を文書で整備している。
 - イ 診療録並びに手術記録、看護記録等の記載について、規程を文書で整備している。
 - ウ 個人情報保護について、院内規程を文書で整備している。
 - エ 電子カルテシステム(オーダーリングシステムを含む。)について、規程を文書で整備している。
- ※ 医師事務作業補助者が電子カルテシステムに入力する場合は代行入力機能を使用し、代行入力機能を有しないシステムの場合は、業務範囲を限定し、医師事務作業補助者が当該システムの入力業務に携わっていない。

点検に必要な書類等

- ・診療録並びに手術記録、看護記録等の記載についての院内規程
- ・個人情報保護についての院内規程
- ・電子カルテシステム(オーダーリングシステムを含む。)についての院内規程

【15対1補助体制加算】

次のいずれかの保険医療機関である。 (適 ・ 否)

- ア 「救急医療対策事業実施要綱」に規定する第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院又は「周産期医療の体制構築に係る指針」に規定する総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関である。
- イ 年間の緊急入院患者数が800名以上の実績を有する病院である。

点検に必要な書類等

- ・年間の緊急入院患者数が分かる書類

【20対1、25対1、30対1及び40対1補助体制加算】

次のいずれかの保険医療機関である。 (適 ・ 否)

- ア 上記、15対1補助体制加算の施設基準を満たしている。
- イ 「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日医政発0321第2号)に規定する災害拠点病院である。
- ウ 「へき地保健医療対策事業について」(平成13年5月16日医政発第529号)に規定するへき地医療拠点病院の指定を受けている。
- エ 地域医療支援病院の指定を受けている。
- オ 「基本診療料の施設基準等」別表第6の2に掲げる地域に所在する保険医療機関である。
- カ 年間の緊急入院患者数が200名以上の実績を有する病院である。
- キ 全身麻酔による手術件数が年間800件以上の実績を有する病院である。

点検に必要な書類等

- ・年間の緊急入院患者数が分かる書類
- ・全身麻酔による手術件数が分かる書類

医療機関コード
保険医療機関名

【50対1、75対1、100対1補助体制加算】

次のいずれかの保険医療機関である。 (適 ・ 否)

ア 上記、15対1補助体制加算の施設基準又は20対1、25対1、30対1及び40対1補助体制加算の施設基準を満たしている。

イ 年間の緊急入院患者数が100名以上(75対1及び100対1補助体制加算については50名以上)の実績を有する病院である。

※ 緊急入院患者数とは、救急搬送(特別の関係にある保険医療機関に入院する患者を除く。)により緊急入院した患者数及び当該保険医療機関を受診した次に掲げる状態の患者であって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要と認めた重症患者のうち、緊急入院した患者数の合計をいう。なお、「周産期医療対策整備事業の実施について」(平成8年5月10日児発第488号)に規定される周産期医療を担う医療機関において救急搬送となった保険診療の対象となる妊産婦については、母体数と胎児数を別に数える。

ア 吐血、喀血又は重篤な脱水で全身状態不良の状態

イ 意識障害又は昏睡

ウ 呼吸不全又は心不全で重篤な状態

エ 急性薬物中毒

オ ショック

カ 重篤な代謝異常(肝不全、腎不全、重症糖尿病等)

キ 広範囲熱傷

ク 外傷、破傷風等で重篤な状態

ケ 緊急手術を必要とする状態

コ 「ア」から「ケ」までに準ずる状態又はその他の重症な状態であって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた重症患者

点検に必要な書類等 ・ 年間の緊急入院患者数が分かる書類

医療機関コード

保険医療機関名